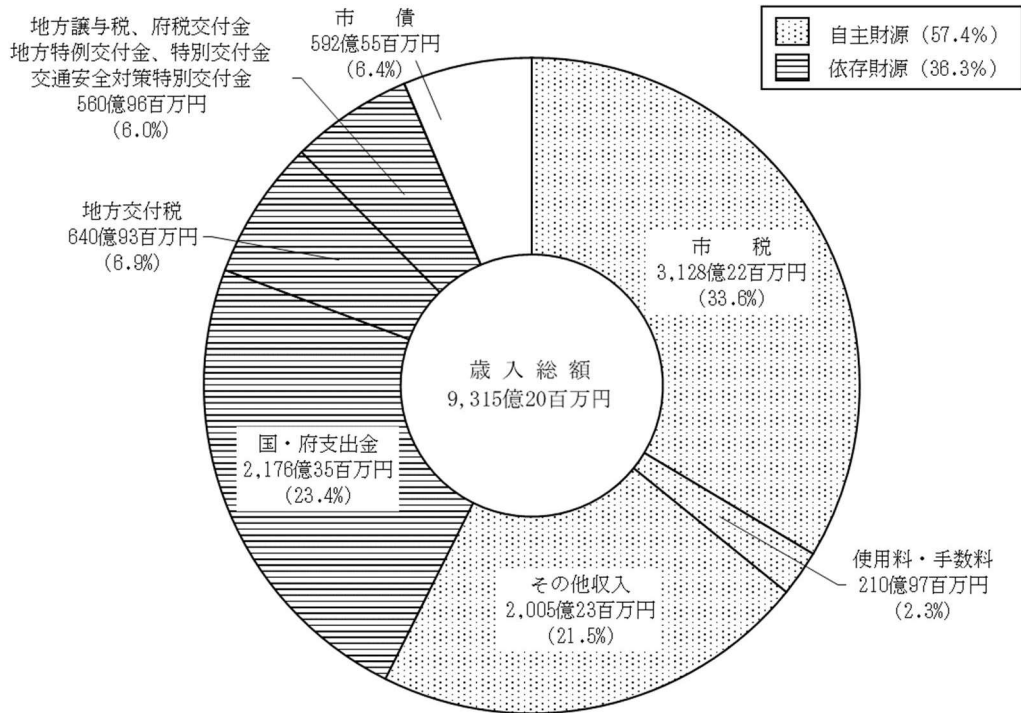


第1章 市税の役割

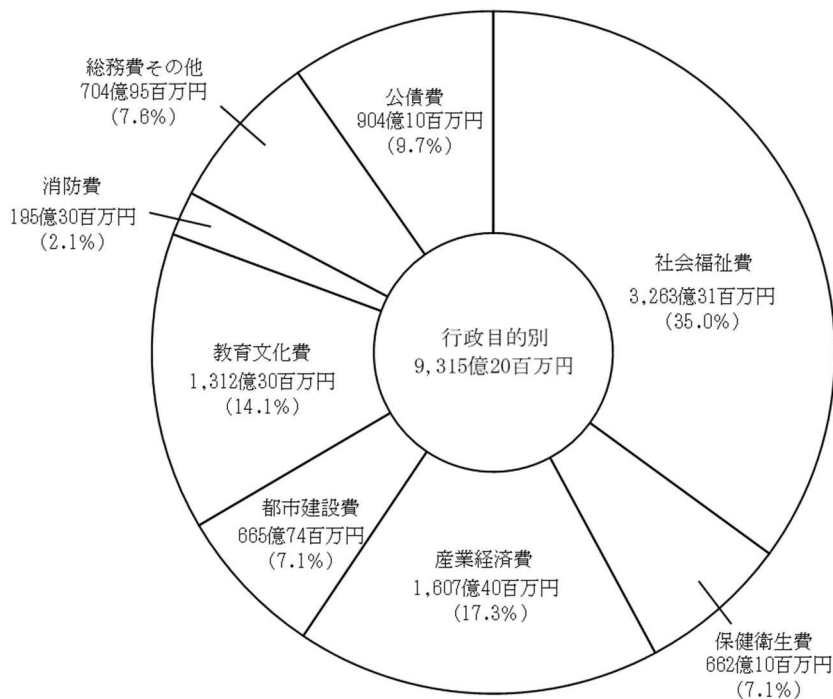
市税は、京都市予算の約3割を占めている重要な財源です。

市民の皆さんに納めていただく市税は、貴重な自主財源として、様々な事業を推進する原動力となっています。

● 一般会計歳入予算の内訳（5年度当初予算）



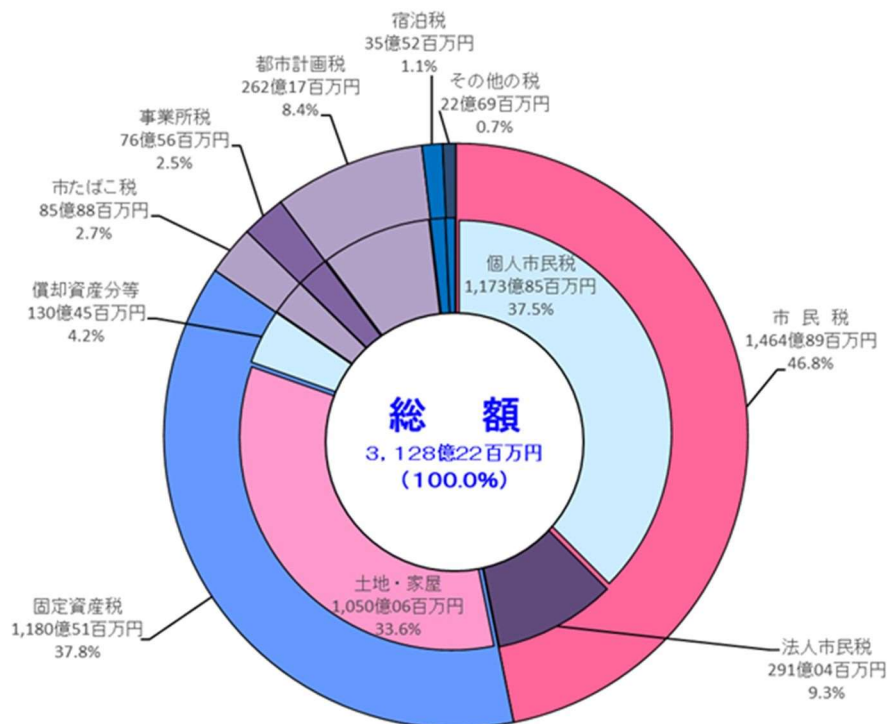
● 一般会計歳出予算の内訳（5年度当初予算）



市税収入の内訳

市税の総額は 3,128 億 22 百万円で、その内訳は下図のとおりです。市民税、固定資産税、都市計画税で、市税収入全体の 93.0% を占めています。

● 市税収入予算の内訳（5年度当初予算）



税目	5年度当初予算額
市民税	1,464 億 89 百万円
個人市民税	1,173 億 85 百万円
法人市民税	291 億 04 百万円
固定資産税	1,180 億 51 百万円
土地家屋分	1,050 億 06 百万円
償却資産分等	130 億 45 百万円
市たばこ税	85 億 88 百万円
事業所税	76 億 56 百万円
都市計画税	262 億 17 百万円
宿泊税	35 億 52 百万円
軽自動車税	21 億 40 百万円
入湯税	1 億 29 百万円
合計	3,128 億 22 百万円

市税等※10,000円の使い道

納めていただいた市税等※10,000円は、市民の皆さんの日常生活に欠かすことのできないさまざまな仕事に使われます。(令和5年度当初予算ベース)

高齢者等の福祉、子育て支援や生活保護など	産業振興、道路・公園・地下鉄・下水道の整備など	学校・文化会館・図書館等の建設運営など	保健衛生事業・ごみ・し尿処理など	消防救急活動など	公債の償還など	住民票等の窓口業務・庁舎管理など
3,201円	864円	1,876円	760円	416円	1,944円	939円
市 税 10,000円						

※ 市税、府税交付金及び地方交付税等を含んでいます。

入湯税・事業所税・都市計画税の使われ方

入湯税・事業所税・都市計画税は、地方税法で使途が定められている目的税であり、本市では、次の事業等に全額使われています。(令和5年度当初予算)

事業名	事業費	うち入湯税	うち事業所税	うち都市計画税
温泉利用許可施設 に対する助成事業	2百万円	2百万円	-	-
温泉観光推進事業	9百万円	9百万円	-	-
観光宣伝事業	114百万円	104百万円	-	-
観光調査事業	15百万円	14百万円	-	-
街路整備事業	19億14百万円	-	2億93百万円	81百万円
土地区画整理事業	14億88百万円	-	0.02百万円	185百万円
公園整備事業	5億75百万円	-	50百万円	-
下水道整備事業	139億60百万円	-	1百万円	139億58百万円
公債償還費	160億45百万円	-	41億36百万円	93億97百万円
道路橋りょう 整備事業	50億01百万円	-	5億47百万円	-
河川整備事業	27億64百万円	-	2億11百万円	-
高速鉄道整備事業	25億96百万円	-	0.2百万円	25億96百万円
教育文化施設 整備事業	128億23百万円	-	14億82百万円	-
社会福祉施設 整備事業	5億08百万円	-	45百万円	-
防災事業	1億20百万円	-	14百万円	-
廃棄物処理施設 整備事業	18億42百万円	-	8億77百万円	-
合計	597億76百万円	1億29百万円	76億56百万円	262億17百万円

※合計は百万円未満端数処理のため一致しない場合があります。

宿泊税の使われ方

平成30年10月1日から課税を開始した宿泊税は、条例で使途が定められている法定外目的税であり、令和5年度（当初予算）は、次の事業等に全額を使うこととしています。

宿泊税を財源として充実・強化する取組 宿泊税 約 35.5 億円

① 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備（充当額 21.9 億円）

- ・ 修学旅行の受入環境整備
- ・ 安心安全なMICEの徹底
- ・ ウイズコロナ社会で安心して楽しめる観光の充実
- ・ 災害時等における観光客等の安全対策
- ・ 交通バリアフリー対策
- ・ 鉄道施設整備助成事業
- ・ 移動利便性の向上・観光地等交通対策
- ・ 無電柱化事業
- ・ 街路樹の育成管理など
- ・ 観光案内事業の運営、ユニバーサルツーリズム普及促進

② 京都観光における更なる質・満足度の向上（充当額 7.0 億円）

- ・ 京都観光行動基準の実践による市民生活と観光の調和に向けた取組
- ・ 観光事業者の経営強化・魅力発信
- ・ 観光客のニーズに応じた京都の魅力の向上、情報発信の更なる強化
- ・ 岡崎や梅小路等の魅力向上による新たな魅力の創出

③ 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全（充当額 5.1 億円）

- ・ 文化財の保全・継承に向けた取組
- ・ 文化・伝統産業の担い手育成・魅力発信
- ・ 文化芸術によるまちづくりに向けた東九条地区歩行空間等整備事業
- ・ 京町家の保全及び継承に関する取組
- ・ 歴史的景観の保全に向けた取組等

※このほか、徴税コストとして、1.6 億円を充当

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

空き家・別荘などの非居住住宅への 新税導入を進めています

京都市では、若者・子育て世帯の居住促進などに向けて、空き家や別荘、セカンドハウスなど居住者のない住宅（非居住住宅）の所有者に対して課税する「非居住住宅利活用促進税」の導入に係る条例を制定しました。

具体的な時期は未定ですが、令和8年以降の課税開始を予定しています。

非居住住宅利活用促進税の概要									
納税義務者	<p>市街化区域内にある非居住住宅※の所有者</p> <p>※非居住住宅とは、空き家のほか、別荘やセカンドハウスなど「生活の本拠を置いている人(居住者)がいない住宅」をいいます。</p> <p>※生活の本拠とは「私的生活の中心地」をいい、生活の実態を考慮して一か所に決定されるものです(必ずしも住民票所在地とは限りません)。</p> <p>※居住者の有無は、1棟所有の賃貸アパートなどは棟単位、分譲マンションなどの区分所有家屋は専有部分(住戸)単位で判定します。</p>								
免税点	<p>固定資産評価額(家屋)が 20 万円(制度導入から5年間は 100 万円)未満の家屋には課税されません。</p>								
課税免除・減免	<p>一部の非居住住宅については、税負担が免除されます。</p> <p>① 事業のために使っている / 1 年以内に使うことを予定しているもの</p> <p>② ①のほか、賃貸・売却を予定しているもの(免除期間は募集開始から1年)</p> <p>③ 居住者の転勤や介護施設への入所等により、一時的に居住していないもの 等</p>								
徴収猶予	<p>非居住住宅の居住者または所有者が死亡した場合、最大3年間は、住宅の処分や活用を図る期間として、税の徴収を猶予します。猶予期間中に住宅が非居住住宅でなくなった場合等は、その間の納税義務が免除されます。</p>								
税額の計算	<p>①と②を合計して算出します。</p> <p>① 家屋価値割 固定資産評価額(家屋)×税率 0.7%</p> <p>② 立地床面積割 敷地の土地に係る1㎡当たり固定資産評価額×家屋床面積×税率(※)</p> <p>※ 立地床面積割の税率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">当該非居住住宅の固定資産評価額(家屋)</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">700万円未満</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円以上900万円未満</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">900万円以上</td> <td style="text-align: center;">0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	当該非居住住宅の固定資産評価額(家屋)	税率	700万円未満	0.15%	700万円以上900万円未満	0.3%	900万円以上	0.6%
当該非居住住宅の固定資産評価額(家屋)	税率								
700万円未満	0.15%								
700万円以上900万円未満	0.3%								
900万円以上	0.6%								

○制度の導入経過や課税対象の詳細、税額のシミュレーション等につきましては、京都市情報館(京都市のホームページ)の「非居住住宅利活用促進税について」をご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000296672.html>